

令和4年度工業団地等周辺大気環境調査結果について

令和6年1月18日
埼玉県環境部大気環境課

1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出が提出された事業所が多い工業団地等周辺での第一種指定化学物質の環境濃度の実態を把握する。

2 調査地域

狭山工業団地（狭山市）

3 調査期間

第1回 令和4年 5月16日（月）～ 5月19日（木）

第2回 令和4年 7月25日（月）～ 7月28日（木）

第3回 令和4年10月24日（月）～10月27日（木）

第4回 令和5年 1月23日（月）～ 1月26日（木）

4 調査内容

(1) 調査地点

工業団地の周辺8地点に工業団地の影響が少ないと考えられる地点を対照地点として加えた計9地点とした。

(2) 調査対象物質（4物質）

トルエン、トリクロロエチレン、キシレン、エチルベンゼン

(3) 調査方法

調査地点にある電柱、カーブミラー等に試料採取容器を、平日の連続する3日間（72時間）設置し大気を採取した。（有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）に準拠）

5 調査機関

埼玉県環境科学国際センター



<試料採取容器の設置例>

6 調査結果（全4回調査の平均値）

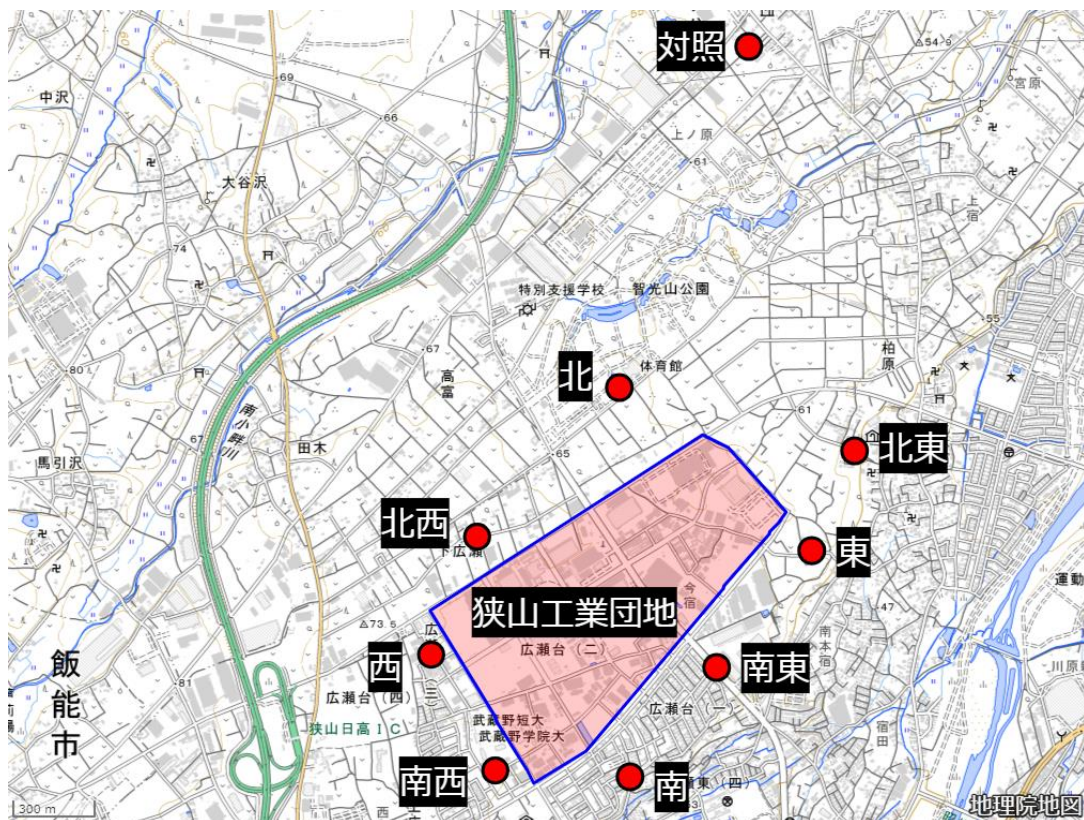
単位：(μg/m³)

調査地点名 調査対象物質	狭山工業団地									環境基準
	北	北東	東*	南東	南	南西	西	北西	対照	
	狭山市 柏原	狭山市 柏原	狭山市 柏原	狭山市 広瀬台	狭山市 広瀬台	狭山市 広瀬台	狭山市 広瀬台	狭山市 下広瀬	狭山市 下広瀬	
トルエン	20	8.3	9.0	16	22	15	13	8.2	14	—
トリクロロエチレン	0.87	1.3	1.0	6.8	1.8	2.4	0.66	0.72	5.6	130 以下
キシレン	2.0	1.6	1.8	2.2	1.6	1.5	4.0	1.7	2.0	—
エチルベンゼン	1.6	1.5	1.6	1.9	1.4	1.3	2.4	1.6	1.7	—

* 第1回調査は欠測のため、第2回から第4回の平均値とした。

(備考)

環境基準とは、「人の健康の保護及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として国が定めたもの。「—」の項目については定められていない。

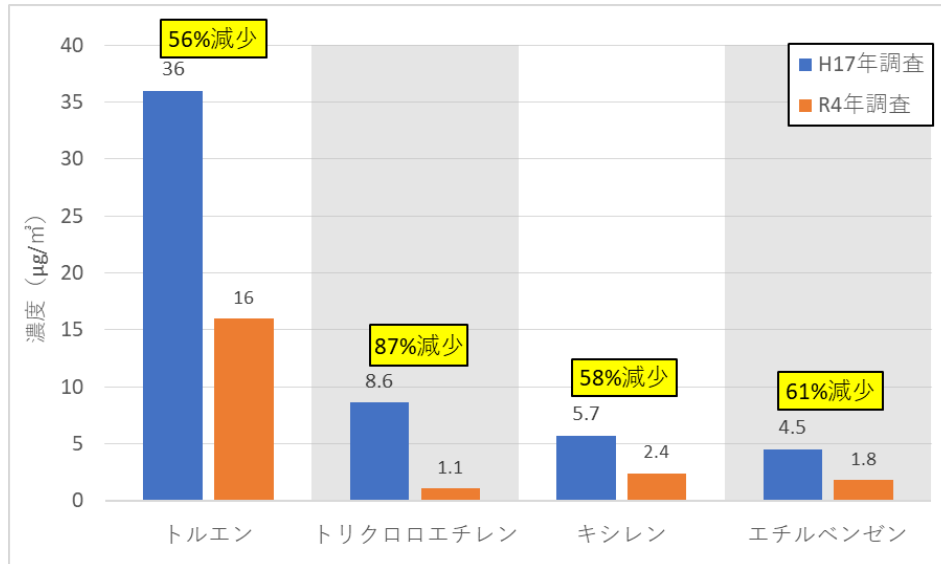


出典：地図・空中写真閲覧サービス（国土地理院）を埼玉県で加工して作成

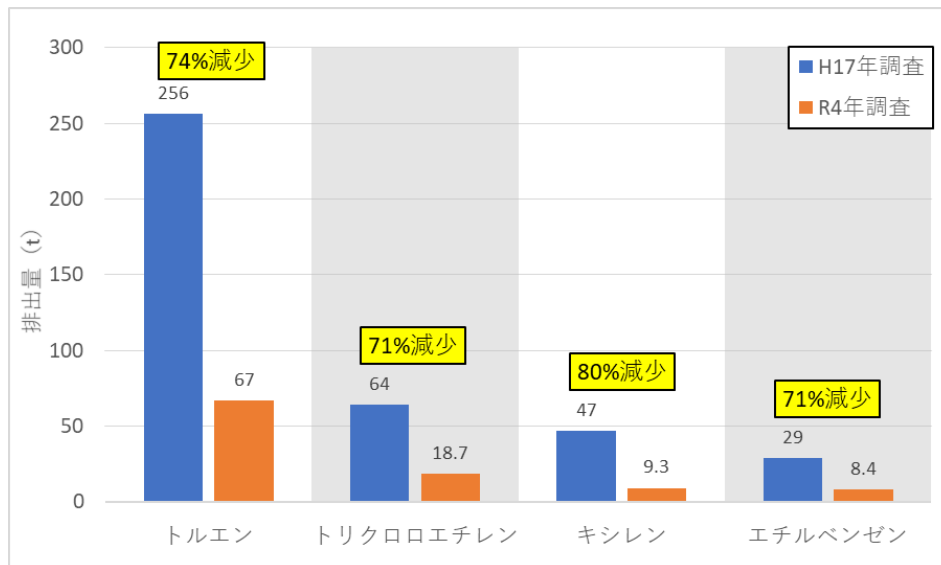
7 まとめ

狭山工業団地周辺において、トルエンなどの化学物質について季節ごとに大気中の濃度を調査した。

各物質の年平均した大気中の濃度について、平成17年度に同工業団地周辺で行った調査結果と比較したところ、大気中の濃度は大幅に減少していた。これは、工業団地周辺に所在する事業所等から調査対象物質の排出量が減少したことが一因であると考えられる。



H17年調査とR4年調査による、各対象物質の年平均濃度の比較



H17年調査時とR2年の法届出排出量（大気）の比較

<問合せ先>

埼玉県 環境部 大気環境課 規制・化学物質担当
 住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 電話：048-830-2986
 Email：a3050-08@pref.saitama.lg.jp